

お知らせ

学校選択制廃止の経過措置

学校選択制廃止に伴う経過措置として、来年度小中学校へ新入学する児童生徒のうち、次の条件に該当する人は指定する学校以外へ入学できます。希望する人は、学校教育課で手続きしてください。

対象Ⅱ次のいずれかを満たす人。
 (小学校新入学児童) ①学校選択制を利用して指定学校以外の小学校に入学した兄や姉が来年度も在学中である②転居で指定学校変更をして学区外の小学校に新1年生として入学した兄や

姉が来年度も在学中である(中学校新入学生徒) ①学校選択制を利用して指定学校以外の小学校に入学した②留守家庭などの理由で指定学校を変更して小学校に入学した
 10月15日(水)～31日(金)に学校教育課(☎027-898-5812)へ直接

特定計量器の定期検査

特定計量器の定期検査を行います。対象は本庁管内と大胡・宮城・粕川・富士見地区。計量器を取りや証明に使用している人は忘れずに検査を受けてください。また、廃業などで計量器を使用しなくなった場合は、連

特定計量器定期検査日程		
期日	会場	対象区域
10月21日(火)	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)	三河町一・二丁目、朝日町一～四丁目、天川原町、天川原町一・二丁目、六供町、六供町一～五丁目、天川町、文京町一～四丁目、南町一～四丁目
10月22日(水)	市職員研修会館	大手町一～三丁目、紅雲町一・二丁目、千代田町一～五丁目、本町一～三丁目、表町一・二丁目
10月24日(金)	総合教育プラザ	岩神町一～四丁目、敷島町、緑平二丁目、昭和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、国領町一・二丁目
10月28日(火)	富士見地区農村環境改善センター	富士見地区の各町
10月29日(水)	大胡保健センター	大胡地区の各町
11月6日(木)	宮城公民館	宮城地区の各町
11月10日(月)	総合福祉会館	若宮町一～四丁目、城東町一～五丁目、日吉町一～四丁目
11月11日(火)	粕川公民館	粕川地区の各町

※時間は午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
 ※指定の期日に都合が付かないときは、他の会場でも検査を受けることができます。また、10月27日(月)、11月5日(水)、11月13日(水)は計量検査所でも検査を実施

差し押さえ不動産を公売

滞納処分で差し押えた不動産を下表のとおりインターネットで公売します。詳しくは本ホームページをご覧ください。
 公売期間 10月17日(金)午後1時～24日(金)午後1時
 10月9日(木)午後11時までにはヤフー官公庁オークション (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/maebashi2>) で

公売不動産の概要			
所在地	種別	面積	最低公売価額
江木町	雑種地	土地 191.00㎡	105万円
鳥取町	宅地	土地 226.40㎡	219万円
上泉町	宅地	土地 194.35㎡	310万円
小相木町	宅地・居宅	土地 297.55㎡ 建物 126.95㎡	1,080万円
下大島町	宅地	土地 165.01㎡	123万円

助かる命があります AEDの貸し出しを開始

AED(自動体外式除細動器)を貸し出します。市内で開催するスポーツ大会や地域行事など、非営利の事業を行う団体が対象。参加者が心肺停止状態に陥ったときに備えられます。
 貸出期間=7日間まで
 貸出台数=1台
 費用=運搬や維持管理などの実費
 申込書の配布=市保健所内保健総務課で。本市ホームページからダウンロードもできます
 貸出希望日の3カ月前から7日前までに申込書を添えて同課(☎027-220-5781)へ直接



都市計画の変更

上細井地区ほか2地区

区域区分と用途地域の変更について、計画原案の閲覧と公聴会を開催します。

変更内容Ⅱ(①区域区分変更(県原案) 上細井地区(上細井町の一部)と五代南部工業団地(拡張)地区を市街化調整区域から市街化区域へ。下大島地区(下大島町の一部)を市街化区域から市街化調整区域へ変更②用途地域変更(市原案) 上細井地区を用途地域無指定から第一種住居地域へ。五代南部工業団地(拡張)地区を用途地域無指定か

ら工業専用地域へ。下大島地区を第一種住居地域から用途地域無指定へ変更
 閲覧期間 10月3日(金)～17日(金) (土日曜を除く)、午前8時30分～午後5時15分
 閲覧場所 ①は県庁都市計画課、前橋土木事務所(上細井町)、市役所都市計画課②は市役所都市計画課

公述申出書の提出 10月17日(金)(必着)までに住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨を書いた公述申出書を、①は県庁都市計画課②は市役所都市計画課へ郵送か直接

公聴会の開催

10月15日(水)から21日(火)まで、蔵書整理のため市立図書館は休館

蔵書整理で市立図書館が休館

10月15日(水)から21日(火)まで、蔵書整理のため市立図書館は休館



蔵書整理で休館に

公開建築パトロールを実施

10月15日(水)から21日(火)までは違反建築防止週間です。これに合わせて、15日(水)に公開建築パトロールを行います。建築物の新築や増改築、移転工事などを行うときは、建築確認申請書を市役所建築指導課が確認検査機関へ提出し、確認を受けてから着工してください。

同課 ☎027-898-6754

国民年金のさかのぼり納付を

国民年金保険料の未払い分は、平成24年10月1日から来年度9月30日(水)までの3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納められます。未納がある人は期限内に納めてください。ただし、老齢基礎年金を受給している人などは対象となりません。また、3年度以上さかのぼって納付する場合は加算金が掛かります。詳しくは問い合わせください。

前橋年金事務所 ☎027-231-1706

市長コラム



ようこそ市長室へ
 スマートフォンまたは
 タブレット端末をご覧ください

赤城山によく登られる方からお手紙を頂きました。

『全国から赤城山に来てくれた人が、現在の眺望の全くない黒檜山頂に落胆しています。赤城山の素晴らしい眺めを取り戻してください。』

「群馬県の管理です。」「国有林です。」と言いつきは出来ます。しかし、誰の管理であれ、前橋の宝物を磨くのは市長である私の責任です。

赤城山ばかりではありません。前橋市には素晴らしい宝がたくさんあります。「医療」「市民活動」「災害の少なさ」「教育・子育て環境」「都市区画整理」「陸上交通」や「歴史文化」など。これら充実した環境をさらに磨いて全国に発信します。とくに「歴史文化」は、来年放映予定の『NHK大河ドラマ 花燃ゆ』に関連する史跡や古墳を始めとした『古代遺産』など、磨き甲斐のある資産に満ち溢れています。市民の皆さん、一緒に前橋市の歴史・文化を発信していきましょう。

山本龍